

藤井寺水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程を公布する。

令和3年3月31日

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

大阪広域水道企業団管理規程第2号

藤井寺水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程

目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 給水装置工事（第6条—第12条）
- 第3章 給水（第13条—第18条）
- 第4章 料金、加入金等（第19条—第30条）
- 第5章 貯水槽水道（第31条・第32条）
- 第6章 雑則（第33条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、別に定めがあるもののほか、藤井寺水道事業（大阪広域水道企業団水道企業条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第2号）第3条第2項第1号イに定める藤井寺水道事業をいう。以下同じ。）に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例（平成29年大阪広域水道企業団条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程の用語の意義は、条例の定めるところによる。

（代理人及び管理人の選定又は変更の届出）

第3条 所有者が条例第5条の規定により代理人の選定をしたときは、直ちに連署で企業長に届け出なければならない。条例第7条第2項第1号に規定する代理人又はその住所に変更があったときの届出も同様とする。

2 条例第6条第1項の規定による管理人の選定を求められたときは、次に掲げるところにより、直ちに企業長に届け出なければならない。条例第7条第2項第1号に規定する管理人又はその住所に変更があったときの届出も同様とする。

（1）給水装置を共有するときは、所有者の連署

（2）共用給水装置を利用するときは、使用者の連署

（届出義務者）

第4条 条例第7条第1項各号及び第2項各号に該当するときの届出義務者は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 給水を受けることを中止するときは、使用者
- (2) 給水装置を廃止するときは、所有者
- (3) 給水装置の用途を変更するときは、使用者、所有者又は管理人
- (4) 消防の演習のため私設消火栓を使用するときは、使用者
- (5) 使用者に変更があったときは、使用者
- (6) 所有者に変更があったときは、所有者
- (7) 代理人に変更があったときは、所有者又は代理人
- (8) 管理人に変更があったときは、使用者、所有者又は管理人
- (9) 共用給水装置の使用の戸数又は箇所数に変更があったときは、所有者、代理人又は管理人
- (10) 貯水槽方式又は直結増圧方式により2以上の独立した住宅等の施設に給水する場合において、給水装置を使用する戸数又は箇所数に変更があったときは、所有者、代理人又は管理人
- (11) 消防のため私設消火栓その他の給水装置を使用したときは、使用者
(給水の標識)

第5条 給水装置のある所には、門戸その他の見やすい箇所に標識を付
けなければならない。

第2章 給水装置工事

(給水装置工事の申込み)

第6条 条例第10条第1項の規定による申込みをしようとする者（以下
「工事申込者」という。）は、所定の事項を記載した申込書を提出し
なければならない。

2 条例第10条第1項ただし書の企業長が定める工事は、修繕又は撤去
の工事とする。

3 条例第10条第2項の規定により、工事申込者は、次の各号のいづれ
かに該当するときは、第1項の申込みの際、当該各号に定める書類を
提出するものとする。

(1) 他人の給水装置から分岐して給水装置を設置するとき 所有者
の同意書

(2) 他人の所有地を通過して給水装置を設置するとき 土地所有者
の同意書

(3) その他特別の理由があるとき 利害関係人の同意書又は工事申
込者の誓約書

4 前項に規定するもののほか、企業長が必要と認めるときは、建築確
認の通知書の写し又は建築確認済証明書の提出を求めることができる。

5 工事申込者は、給水装置工事が次の各号のいづれかに該当するとき
は、あらかじめ企業長と協議しなければならない。

(1) 貯水槽方式又は直結増圧方式による給水装置を設置するとき。

(2) 3階建ての建築物に直圧給水をするとき。

- (3) 給水主管の布設を伴うとき。
- (4) その他企業長が必要と認めるとき。

(給水装置工事の施行範囲)

第7条 条例第11条第1項に規定する給水装置工事の施行範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 給水栓まで直結直圧給水するものにあつては、給水栓まで
 - (2) 貯水槽を設けるものにあつては、貯水槽の給水口まで
 - (3) 増圧装置を設けるものにあつては、増圧装置の接続部まで
- (給水装置工事の施行)

第8条 条例第11条第2項の規定により、企業長は、給水装置工事の適正な施行を確保するため、第6条第1項の申込書等に基づき、設置しようとする給水装置の構造、材質、工法等が基準に適合していることを確認する設計審査を行う。

2 条例第11条第2項の規定により、企業長は、給水装置工事の施行中及び完了後に、前項の設計審査の内容と照合するための工事検査を行う。

3 条例第11条第2項ただし書の企業長が定める工事は、修繕又は撤去の工事とする。

(給水装置工事の変更及び取消し)

第9条 工事申込者は、給水装置工事の変更又は取消しをしようとするときは、直ちに企業長に届け出なければならない。

2 工事申込者が加入金、手数料又は第14条のメーター負担金を納期限までに納付しないときは、給水装置工事を取り消したものとみなす。ただし、企業長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 前2項に規定する給水装置工事の変更又は取消しにより生じた損害は、工事申込者の負担とする。

(給水装置の構造)

第10条 給水装置は、給水管、給水栓、止水栓、分水栓、メーター等をもって構成する。ただし、企業長が必要がないと認めるときは、その一部を設けないことができる。

2 給水装置は、水圧、土圧その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないよう設計し、及び施行しなければならない。

3 給水装置には、凍結、破壊、浸食等を防止するため、適切な措置を講じなければならない。

4 給水装置は、配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプ等と直結してはならない。

5 給水装置は、当該給水装置以外の水管その他の設備と直結してはならない。

6 給水装置には、給水管への汚水又は供給する水以外の水の逆流を防

止するため、適切な措置を講じなければならない。

(給水装置の無償譲渡)

第11条 条例第14条の規定により工事申込者の負担で施行した給水装置工事について、配水管への取付口から敷地境界線までの給水装置及び止水栓は、当該給水装置工事の工事検査後に企業団に無償で譲渡するものとする。

(工事費の算出方法)

第12条 条例第15条第1項各号に掲げる費用の算出方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 材料費は、使用材料の数量に毎年時価を基準として企業長が定める標準価格を乗じて算出する。ただし、特殊資材又は著しく時価に変動があるものについては、その都度時価をもって材料費とする。
- (2) 運搬費は、輸送方法に応じて要した実費額とする。
- (3) 労力費は、作業に要する労力の算出歩数に職種別賃金を乗じて算出する。
- (4) 道路復旧費は、道路管理者が定める復旧方法により算出する。ただし、仮復旧を必要とする場合については、その額を加算する。
- (5) 間接経費は、前各号に掲げる費用の合計額に100分の10以内の率を乗じて得た額とし、その率及び算出方法については、企業長が別に定める。

第3章 給水

(メーターの設置)

第13条 メーターの設置数は、専用給水装置又は共用給水装置ごとに1個とする。ただし、中高層住宅について企業長が必要と認めるときは、この限りでない。

2 オートロック式住宅の場合は、1階の屋外で全てのメーターの検針、点検、修理、取替等(以下「検針等」という。)が容易にできる場所に設置しなければならない。

(メーター負担金)

第14条 条例第20条第3項のメーターに係る負担金(以下「メーター負担金」という。)の額は、次の表に掲げる額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、メーターの口径が50ミリメートル以上のメーター負担金の額は、毎年時価を基準として企業長が定めるメーターの標準価格に100分の110を乗じて得た額とする。

メーターの口径	金額
13ミリメートル	円 3,900
20ミリメートル	7,300
25ミリメートル	7,700

30ミリメートル	12,600
40ミリメートル	14,600
50ミリメートル以上	企業長が定める額

(メーターの位置の変更)

第15条 保管者は、メーターの位置を変更しようとするときは、企業長に申し込まなければならない。ただし、簡易な変更であって企業長が認めるものについては、この限りでない。

2 企業長は、家屋の改修等のためメーターの検針等に支障があるときは、メーターの位置を変更することができる。

3 前2項の規定による変更に必要な費用は、保管者が負担しなければならない。

(メーターの保管)

第16条 メーターは、保管者が清潔に保ち、かつ、その設置場所にメーターの検針等に支障を来すような工作物を設け、又は物件を置いてはならない。

2 保管者は、メーター又は附属器具を亡失し、又は毀損したときは、速やかに企業長に届け出なければならない。

3 前項の場合において、企業長が定める補充又は補修に必要な費用は、保管者が負担しなければならない。ただし、天災その他やむを得ない理由により保管者の責任でないとき認められるときは、この限りでない。

(メーターの試験の請求)

第17条 保管者は、メーターが正確であるかの試験を請求することができる。

2 前項の規定による請求がない場合においても、企業長がメーターの破損があると認めるときは、これを試験し、補修することができる。

(給水装置の管理)

第18条 条例第23条第3項の規定による修繕その他必要な処置の請求は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者に対し行わなければならない。

(1) 供給を受ける水に異常があると認める場合 企業長

(2) 道路敷地内において給水装置に異状があると認める場合 企業長

(3) 前号に規定する場所以外の場所において給水装置に異状があると認める場合 指定給水装置工事事業者

第4章 料金、加入金等

(料金)

第19条 条例第26条第1項の料金の計算において、金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

2 条例第26条第4項に規定する用途の適用基準は、次のとおりとする。

用途	適用基準
一般用	1戸又は1事業が使用する装置で、家事、営業等の用に供するもの
業務用	官公署、学校、病院、会社又は工場の用に供するもの
公衆浴場用	公衆浴場法（昭和23年法律第139号）により許可を受けた公衆浴場（物価統制令施行令（昭和27年政令第319号）及び公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和32年厚生省令第38号）に基づき、大阪府知事が指定する公衆浴場入浴料金の統制額の適用を受けるものに限る。）の用に供するもの
臨時用	臨時の用に供するもの
一般共用	2戸以上が共同で家事の用に供するもの

3 1月の使用水量が基本料金に係る使用水量（以下「基本水量」という。）の限度に達しない場合であっても、所定の基本料金を徴収する。
（使用水量の端数処理）

第20条 条例第28条第1項から第3項までの規定による使用水量の計量において、メーターの指示量に1立方メートル未満の端数があるときは、その端数を次の計量に繰り越すものとする。

2 条例第28条第1項後段の規定により使用水量を各月均等とみなしたときに、1月当たりの使用水量に1立方メートル未満の端数が生じたときは、前月分の端数を切り上げるものとする。

3 条例第28条第4項の規定による使用水量の計量において、メーターの指示量に1立方メートル未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（使用水量の認定）

第21条 条例第29条の規定による使用水量の認定は、次の各号のいずれかによるものとする。

(1) メーターの故障が前回の検針後に生じたものと認められるときは、前回検針時の使用水量相当量とする。

(2) 前号の規定により難しい場合は、新たにメーターを取り付け、それにより推定した量とする。

(3) 一時的な障害物により検針し難いときは、前回検針時の使用水量と同量とみなして算定し、次の検針の際に、その検針に係る月分として精算する。

（特別な場合における料金の算定）

第22条 条例第30条第1項第1号に規定する計量期間の途中で給水を開始し、中止し、若しくは停止し、又は給水装置を廃止したときの料金は、次に掲げるとおりとする。

(1) 使用日数が15日以内で使用水量が基本水量の2分の1以下のと

きは、基本料金の2分の1として算定する。

(2) 使用日数が15日以内で使用水量が基本水量の2分の1を超えるときは、1月として算定する。

(3) 使用日数が15日を超えるときは、1月として算定する。

2 条例第30条第1項第2号に規定する計量期間の途中で用途に変更があったときの料金は、変更後の用途により算定する。

3 共用給水装置で貯水槽方式又は直結増圧方式により給水する中高層住宅の料金については、独立した住居として用いられている居室を1戸とみなし、一般共用の料金で算定する。

4 前項の規定により一般共用の料金の適用を受けようとする中高層住宅の所有者又は代理人は、企業長に届け出なければならない。

(臨時用の場合の概算料金の前納)

第23条 条例第34条第1項の規定により、臨時用の区分による使用者は、条例第19条の規定による申込みの際、企業長が定める概算料金を前納しなければならない。ただし、企業長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

(加入金)

第24条 一般共用の区分に係る加入金の額は、各戸のメーターの口径に相当する加入金を合算した額とする。ただし、メーターがない場合は、各戸の引込管の口径をメーターの口径とみなして合算するものとする。

2 新設しようとする給水装置が一時的な使用に供するものであるときは、加入金の納付を要しない。ただし、6月以上引き続き使用する場合は、加入金を納付しなければならない。

3 前項ただし書の規定により加入金を納付させる場合は、給水装置の新設の工事の申込みの際に一時預かりとし、6月未満で給水装置を撤去した場合は還付し、6月以上使用した場合は加入金として収納する。

4 宅地造成事業者又はこれに類する者の建設する分譲住宅又は賃貸住宅に係る加入金については、造成実施計画の事前協議の承認をしたときに納付させることができる。

(加入金の免除)

第25条 条例第36条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、加入金を免除することができる。

(1) 中高層住宅で防火水槽へ給水するとき。

(2) 藤井寺水道事業の給水区域において、他の水道事業者から給水を受けていた者が新たに藤井寺水道事業から給水を受けるとき。

(水道施設の新設等に要する費用の負担)

第26条 給水申込者は、水道施設の新設等を必要とするときは、あらかじめ企業長と協議しなければならない。

2 条例第43条の2第1項及び第2項に規定する水道施設の新設等に要する費用は、次に掲げる費用の合計額に100分の110を乗じて得た額(そ

の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

(1) 水道施設の新設等の工事に要する費用

ア 請負工事費

イ 業務委託料

ウ 材料費

エ 間接経費

(2) 水道施設の新設等の工事に付随する費用(以下「その他の費用」という。)

3 前項各号に掲げる費用の算出方法は、次に掲げるとおりとする。

(1) 請負工事費は、工事の一部又は全部を請負に付する場合において、当該請負に係る費用の額とする。

(2) 業務委託料は、工事のための業務の一部を委託に付する場合において、当該委託に係る費用の額とする。

(3) 材料費は、企業団の材料を使用する場合において、当該材料に係る費用の額とする。

(4) 間接経費は、前3号に掲げる費用の合計額に100分の10以内の率を乗じて得た額とし、その率及び算出方法については、企業長が別に定める。

(5) その他の費用は、企業長が給水に応じるために要する費用のうち、工事に要する費用以外の費用の額とする。

4 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

5 企業長は、特別の理由があると認めるときは、水道施設の新設等に要する費用の一部を負担することができる。

(給水申込者が水道施設の新設等の工事を施行する場合の費用の負担)

第27条 給水申込者が水道施設の新設等の工事を施行するときは、企業長は、当該給水申込者から設計審査手数料、工事検査手数料及び工事立会手数料を徴収する。

2 前項の工事立会手数料は、企業長が別に定める立会頻度に応じて徴収する。

3 第1項に規定する給水申込者は、企業長が別に定めるところにより算出した洗管費に100分の110を乗じて得た額(その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を負担しなければならない。

4 前項に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

(水道施設の無償譲渡)

第28条 条例第43条の2第1項の規定により給水申込者の負担で施行した水道施設の新設等の工事について、当該水道施設は、工事検査後に

企業団に無償で譲渡するものとする。

(料金の徴収方法)

第29条 料金は、次に掲げる方法により徴収する。

- (1) 口座振替による方法
- (2) 納入通知書に基づく方法

2 企業長は、特別の理由があるときは、前項の規定以外の方法で料金を徴収することができる。

(納期限)

第30条 給水装置工事又は水道施設の新設の工事に要する費用の納期限は、納入通知書を発行した日から30日以内とする。

第5章 貯水槽水道

(貯水槽の設置)

第31条 次の各号のいずれかに該当するときは、貯水槽を設けなければならない。

- (1) 3階建て以上の建築物であるとき。ただし、企業長が必要でないとするものは除く。
- (2) 病院、飲食店、工場等で災害又は事故による断水時にも給水の確保が必要なとき。
- (3) 一時的に多量の水を使用するとき又は使用水量の変動が大きいときなどに配水管の水圧低下を引き起こすおそれがあるとき。
- (4) 配水管の圧力変動にかかわらず、常時一定の水量又は水圧を必要とするとき。
- (5) 有毒薬品を使用する工場等において、逆流によって配水管の水を汚染するおそれがあるとき。
- (6) その他企業長が直結方式による給水を認めないとき。

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び自主検査)

第32条 条例第46条第2項に規定する簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 次に掲げる管理基準に従い、管理すること。
 - ア 水槽の掃除を1年以内ごとに1回、定期に行うこと。
 - イ 水槽の点検その他有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。
 - ウ 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めるときは、水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)の表の上覧に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。
 - エ 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。
- (2) 前号の管理に関し、1年以内ごとに1回、定期に給水栓におけ

る水の色、濁り、臭い及び味に関する検査並びに残留塩素の有無に関する水質の検査を行うこと。

第6章 雑則

(委任)

第33条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(藤井寺市との水道事業の統合に伴う経過措置)

2 この規程の施行の日前に、廃止前の藤井寺市水道事業給水条例施行規程（平成10年藤井寺市水道企業管理規程第1号）、廃止前の藤井寺市上水道事業分担金徴収条例施行規程（昭和45年藤井寺市水道企業管理規程第9号）その他の水道事業に関する規程（以下「市規程等」という。）の規定によりなされた申込み、手続その他の行為は、この規程中にこれに相当する規程がある場合には、当該規定によりなされたものとみなす。

3 市規程等の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、この規程の様式により作成した用紙として使用することができる。